

第1回臨時会

平成24年第1回臨時会は、2月10日に1日の会期で開催しました。本会議では、専決処分の報告のほか、条例の制定、補正予算などの5議案が提出され、内4件が原案のとおり可決しました。

また、議案第3号 行方市北浦荘及びあそ湯泉「白帆の湯」の指定管理者の指定については、総務委員会に付託されましたが、審議不十分として、総務委員長の申出により継続審査されることになりました。

市長が提出した案件

報告

■専決処分の報告について
市道において走行中の自動車がかぼみに落ち、車両が損傷した件について、該当車両に対する損害賠償額を定め、和解し、専決処分したことに ついて報告を受けました。

専決処分の承認

■行方市税条例の一部を改正する条例
国の法律改正に伴い、平成23年12月14日から、条例の一部を改正したことを承認しました。

条例

新たに制定した条例

■行方市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例について
東日本大震災の影響により、二重債務の問題を抱える中小企業に事業再生を促進するため、茨城県産業復興機構がこれまでの債務を異なる価格で買い取るなどの場合、市は保証協会との契約に基づく回収納付金を受け取る権利の一部を放棄するものです。

※この条例の適用により、債務者の負担が軽減されます。

一部を改正

■行方市学校設置条例の一部を改正する条例について
震災の被害により、使用できなくなった、小貫小学校・三和学校と武田小学校を廃止し、4月1日から武田小学校を新設校として設置するものです。

議会メモ 【継続審査】

会期中に審査を終了しなかった案件は、会期終了と同時に消滅するのが原則ですが、例外として、議決によって委員会に付託した案件は 閉会中でも委員会で審議し、次の会期に持ち越すことが出来ます。

第1回臨時会で補正された平成23年度予算

会計	補正額	主な内容
一般会計	8,561万円 増額	<ul style="list-style-type: none"> 道の駅物産販売所施設原状復元補償料／602万3,000円 北浦荘管理事業／357万円 防衛施設周辺道路整備事業／△2,525万円 学校適正配置推進事業／446万7,000円 道路河川災害復旧事業／6,000万円 学校教育施設災害復旧事業／3,660万円

第2回臨時会

第2回臨時会は、平成24年2月24日に1日の会期で開催されました。

本会議では、第1回臨時会で継続審議となった指定管理者の指定について、総務委員会からの審査報告を受け、可決されました。

また、専決処分の承認の報告のほか、1議案が市長から提出され、附帯決議案1件が議員から提出されました。

市長提出の議案

専決処分の承認

■平成23年度一般会計補正予算(第7回)

教育費の施設整備事業に109万2,000円を増額し、総額193億3,988万7,000円になることを承認しました。

その他

■損害賠償の額を定め、和解することについて

市の臨時職員が公用車を運転中に起した追突事故について、相手の心身に対する損害賠償額を102万6,010円と定め、和解することを議決しました。



指定管理者の指定

■行方市北浦荘及びあそう温泉「白帆の湯」の指定管理者の指定について

・施設名

行方市北浦荘及びあそう温泉

「白帆の湯」

・指定管理者

行方市玉造甲1234番地

財団法人 行方市開発公社

理事長 伊藤孝一

・指定期間

平成24年4月1日から

平成25年3月31日まで



あそう温泉「白帆の湯」

議員提出の議案

附帯決議案

行方市北浦荘及びあそう温泉「白帆の湯」の指定管理者の指定にあたり、土子浩正議員外3名の提案による附帯決議案が提出され可決されました。

これは、指定管理者の指定について公平性・透明性を高めるための議会から市への要望提案です。

【議会メモ】 附帯決議

議案を議決するにあたって、議会の希望意見として付すものをいいます。

内容としては、議決された案件を実施する場合に留意する点などが述べられています。

法律的な効果はありませんが、政治的に尊重されるべきものとされています。

■議案第3号行方市北浦荘及びあそう温泉「白帆の湯」の指定管理者の指定についてに対する附帯決議（一部要約）

公の施設の運営について、行政においては様々な取り組みがなされる中、本市が実施する、指定管理者の指定を行う場合には、公平かつ公正はもとより、すべてに透明性が図られなければなりません。

1 行方市北浦荘及びあそう温泉「白帆の湯」の指定管理者の指定については、平成22年2月に市長より提出された、議長及び総務委員長あての報告書を遵守されること。

2 公の施設の指定管理も含め、市の出資している法人又は公共団体の事案については当局において、よく精査されたい。

3 提出、若しくは上程された議案等の変更・修正等が生じる場合には所管する常任委員会の意見を重視し、議会運営上支障がないよう努められたい。